

## 令和 8 年度 就学援助費の支給申請について

就学援助制度は、経済的な理由で小学校・中学校への就学費用の負担に心配のあるご家庭に、お子さまが安心して勉強できるよう、町が学用品費や修学旅行費などを援助する制度です。

### ■対象となる方

中之条町内に住所があり、お子さまが町立の小学校または中学校（六合地区の方は長野原町立中学校）に在籍し、以下のいずれかの要件に該当する保護者の方

- 1.ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている方
- 2.生活保護の停止や廃止を受けたが、なお経済的に困りの方
- 3.町村民税が世帯全員非課税、または減免を受けている方
- 4.国民年金保険料の減免を受けている方
- 5.国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている方

1～5 以外で経済的に困りの方

→ 世帯全員の前年所得が、生活保護基準をもとに計算される所得基準以下であるかを判断して、教育委員会が認定します。

(表 1) 所得基準の目安

世帯人数	家族構成 (父・母は 30 歳代の場合)	所得基準額の参考
2 人	父または母、小学生	約 200 万円
3 人	父または母、中学生、小学生	約 254 万円
4 人	父、母、中学生、小学生	約 307 万円
5 人	父、母、中学生、小学生、未就学児	約 326 万円

(注意) 表中の所得基準額はあくまで参考例であり、世帯人数や年齢、住まいの状況などにより変動します。そのため事前に連絡をいただいた場合でも認定の可否についてはお答えいたしかねます。

### ■援助の内容

(表 2) 援助内容と金額

(令和 8 年 3 月 1 日現在 今後変更の可能性あり)

支給するもの	小学校	中学校	備考
学用品費	11,630 円	22,730 円	学期ごとに分割支給
新入学用品費 (1 年生)	57,060 円	63,000 円	年度当初の申請のみ支給
通学用品費 (1 年生除く)	2,270 円	2,270 円	学期ごとに分割支給
校外活動費 (宿泊あり)	3,690 円	6,210 円	(※注意 1) をご覧ください。
修学旅行費 (参加者のみ)	22,690 円	60,910 円	(※注意 1) をご覧ください。
卒業アルバム代 (購入者)	11,000 円	10,000 円	(※注意 1) をご覧ください。

(※注意 1) 支給上限額 (実際にかかった費用が上限額を下回った場合は、実際にかかった費用を支給します。)、参加・購入時点で、就学援助の申請をしていないと対象になりません。

## ■申請方法

教育委員会窓口での申請のほか、郵送申請も可能です。

## ■申請に必要な書類

申請書類の入手先は、教育委員会窓口または中之条町ホームページからダウンロード

### 1. 必要書類

- (1) 令和8年度 中之条町就学援助費支給申請書
- (2) 代理人選任届 ※所得調査に必要ですので、全員必ず提出してください。
- (3) 預金通帳など、金融機関の口座番号を確認できるもの（コピー可）

### 2. 次の方は添付書類を一緒に提出してください

- (1) 児童扶養手当を受けている方・・・令和7年度児童扶養手当証書のコピー
- (2) 令和8年1月2日以降に中之条町へ転入してきた方

令和8年1月1日にお住まいの市町村が発行する「令和8年度 市町村民税課税証明書（または非課税証明書）」（世帯全員分）を添付してください。令和8年6月以降の発行となりますので、先に申請書を提出していただき、課税証明書を取得次第、提出してください。

## ■申請期間

令和8年4月30日（木）までに申請された場合は、当初申請としてあつかいます。

※以後も随時申請できますが、申請月に応じて援助額が減額され、援助費目によっては支給されないものがあります。

## ■審査結果

令和8年7月中旬に郵送にて通知されます。

## ■支給時期

原則として年間3回に分けて支給します。

第1回・・・9月下旬

第2回・・・1月下旬

第3回・・・3月下旬

## ■注意事項

・必ずしも申請された方の全員が援助を受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

・お子さまが中学校を卒業するまで毎年申請が必要なので、忘れずに申請してください。

## ■申請・問い合わせ窓口

〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町 1005-1（ツインプラザ学習棟内）

中之条町教育委員会事務局 こども未来課 総務係

電話：0279-75-8824 窓口開設時間：平日 8：30～12：00、14：00～17：15